

令和2年度（2020年度）熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
給付要項（医療分・訪問看護ステーション向け）

（趣旨）

第1条 熊本県（以下「県」という。）が交付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（医療分・訪問看護ステーション向け）に係る慰労金（以下「慰労金」という。）については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知。以下「国の実施要綱」という。）、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年8月5日付け厚生労働省発医政0805第1号・厚生労働省発健0805第6号・厚生労働省発薬生0805第71号厚生労働事務次官通知。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

（目的）

第2条 この慰労金は、熊本県内に所在する訪問看護ステーションに勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること及び③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

（定義）

第3条 この慰労金の給付対象となる訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業者に限る。

（慰労金の給付）

第4条 慰労金の給付対象者は、国の実施要綱3（17）に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、訪問看護ステーションに、令和2年（2020年）2月21日から令和2年（2020年）6月30日までの間に、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に、通算して10日以上勤務した医療従事者等とする。

2 慰労金の給付金額は、別表のとおりとする。

（慰労金の申請等）

第5条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、訪問看護ステーションが、医療従事者等（派遣労働者、業務委託受託者の労働者、退職者等を含む。）から代理申請・受領委任状（様式第3号の1又は様式第3号の2）の提出による委任を受けて代理申請・受領を行い、訪問看護ステーションから医療従事者等に給付するものとする。

2 医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、慰労金給付申請書兼請求書（様式第6号）に添付書類を添えて、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて、県に提出するものとする。

- 3 やむを得ない理由により、前項による申請ができない医療従事者等（以下「個別申請者」という。）は、慰労金個別申請書兼請求書（様式第9号）を県に提出するものとする。
- 4 慰労金の申請方法は、原則として、国保連の「①オンライン請求システム」により、国保連を通じて申請するものとする。
- 5 国保連の「①オンライン請求システム」未導入の訪問看護ステーションは、本事業専用の「②WEB申請受付システム」により、国保連を通じて申請するものとする。
- 6 インターネット環境に対応していない訪問看護ステーションは、「③電子媒体（CD-R等）」を郵送により、国保連を通じて県に提出するものとする。
- 7 電子媒体による提出も困難な場合は、「④紙媒体」を郵送により、国保連を通じて県に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第6条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年（2020年）8月24日とし、国保連を通じて申請する場合、個別申請の場合いずれにおいても、令和3年（2021年）2月末日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

- 第7条 県は、申請者から第5条第2項の規定に基づく慰労金の給付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、国保連を通じて慰労金を給付する。
- 2 県は、個別申請者から第5条第3項の規定に基づく慰労金の給付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を個別申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

（慰労金の変更承認申請）

第8条 前条の規定により慰労金の給付の決定を受けた申請者が、事業内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第10号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

（慰労金給付の中止等）

第9条 申請者は、給付事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

（慰労金の請求）

- 第10条 県は、第5条第2項の規定に基づく申請に係る慰労金の交付決定を行った場合は、同申請をもって申請者から慰労金の概算払請求があったものとみなす。
- 2 県は、第5条第3項の規定に基づく申請に係る慰労金の交付決定を行った場合は、同申請をもって個別申請者から慰労金の精算払請求があったものとみなす。

（慰労金の給付等に関する周知等）

第11条 県は、慰労金の交付に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、訪問看護ステーション及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 県が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、訪問看護ステーション又は医療従事者等から第6条に定める申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、医療従事者等が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 県が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、医療従事者等や申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 県は、慰労金の給付を受けた後に、給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(慰労金の実績報告)

第14条 訪問看護ステーションは、医療従事者等への慰労金の給付が完了した日から30日を経過した日又は令和3年(2021年)4月30日のいずれか早い日までに、給付実績報告書(様式第8号)に添付書類を添えて県に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に規定する個別申請者は、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

(慰労金の確定)

第15条 県は、前条第1項に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、慰労金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に規定する個別申請者は、交付決定をもって、慰労金の額を確定したものとみなす。

(関係書類の保管)

第16条 慰労金に係る証拠書類等の管理については、医療従事者等への給付が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 その他必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)8月21日から施行し、令和2年度(2020年度)分について適用する。